

八千代町SDG s パートナー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、SDG s（持続可能な開発目標）の推進に賛同する企業、団体、特定非営利活動法人等（以下「企業等」という）を八千代町SDG s パートナー（以下「パートナー」という。）として登録し、本町とパートナーが連携し、及び協働することにより、SDG s の普及啓発及びSDG s の達成に向けた取組の一層の推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 町及びパートナーは、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) SDG s の達成に資する活動
- (2) SDG s の普及啓発及び広報活動
- (3) 学校教育でSDG s を学ぶための支援活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に必要と認められる活動

(登録要件)

第3条 パートナーとして登録できるものは、次の各号のいずれにも該当する企業等とする。

- (1) 町内に事業所等を有していること。
- (2) 町内においてSDG s の達成に資する取組を行い、又は行おうとしていること。
- (3) 企業等に関する法令等を遵守しており、かつ、公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が関与していないこと。
- (5) 企業等及びその代表者が町税等を滞納していないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

(登録の申請)

第4条 パートナーとして登録しようとするものは、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

(1) 八千代町SDGsパートナー登録申請書（様式第1号）

(2) 八千代町SDGsパートナー宣言書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（登録証の交付）

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、パートナーに登録することが適当であると認めたときは、パートナーに登録するとともに、八千代町SDGsパートナー登録証を交付するものとする。

（登録期間）

第6条 パートナーとしての登録期間は、登録日から登録日の属する年度の末日までとする。ただし、登録期間が満了するまでにパートナーから取下げの届出がない場合は、更に1年間継続するものとし、その以後においても同様とする。

（取組の報告）

第7条 パートナーは、登録期間中の取組について、町長が定める日までに八千代町SDGsパートナー取組報告書（様式第3号）により町長に報告するものとする。

（登録内容の変更）

第8条 パートナーは、登録内容に変更が生じたときは、八千代町SDGsパートナー登録内容変更届出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（登録の取下げ）

第9条 パートナーは、パートナーの登録を取り下げるときは、八千代町SDGsパートナー登録取下げ届出書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第10条 町長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載その他の不正の行為があったとき。

(2) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) 取組報告書を提出しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長がパートナーとして適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、企業等に対しその旨を通知するものとする。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、令和 12 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 7 条に規定する報告については令和 13 年 3 月 31 日までとする。